

# 史料

江戸時代

## 旅宿物語

(四)

「江戸時代の道路を往く」の續篇



渡部英三郎

— 本號目次 —

七、旅宿雜景

◎貧しき武士

◎旅宿に現はれた武士道の頽廢

七、旅宿雜景

◎貧しき武士

史料

次に、その頃旅宿の内外に展開してゐた雑多な情景を點描して、時代の姿相を親視すべき一資料としたい。

「民間省要」卷之二は次のやうな物語を物語つてゐる。

元祿の頃より其國の守の家潰れて、又異なる守の所給りて、みちくの方より備後の國へ家中引越の節、輕卒の輩は、妻子父母の老若を二人三人宛馬に乗せて、介抱し來りしを、道中爰かしのゑせ者の馬士共、情なくもてな

し、過分の駄賃をねだりて、輕尻本荷等の定まれる荷物にこそ、公所の御掟もあり、火燵杯附持、二人三人宛乗る事には御定め法の法もなければ、力なく過分の錢を出して輕卒の身の、心當の路錢半途にして空く成、無是非途中心にて一衣を代になし、錢を興へ、胸を押へて通行事共有、後に此無念意趣と成て、其翌年彼備後表に付來るの輕卒、御朱印を得たりかしこしと道中に出て、無性無體に馬士を打、宿々に入ては迎送の役人、問屋場の働賄人共を勤めて、物をいはず打過る。道中の習ひ、數百人馬寄せ置といへど、一方打破れて殘黨全からず、有る物事手支人逃散て、いよ／＼不埒と成、いよ／＼あれて打て廻る。宿泊に於いては勿論、先年より脇本陣守に、などへ入て番人を付け、終夜竿を以て家中をうちたゞき鼠の用心せしかども、此節より別て諸事六ヶ敷、持もならず、其宿の本陣を取て番人鼠等迄、その六ヶ敷事限なし立に付居に付、とにかくに人を打、後には段々取替の馬士どもの、つらき恨みを言出し、其惡を敷へ立て唯々

打つ。更に理非の差別も無し。頭役の者どもに一つ成荒事、それより段々例と成て其事募り、道中第一の難儀、近年此事に極りぬ。餘り事長し、段々公所へ、宿々より訴へ、上より其守の役人を召て、急度仰渡され有、則又其付來の輩へ、嚴に戒禁ありといへど、仕來の癖止事なし。猶荒て事を仕出し、ある宿にして問屋の頭を打割て及御詮議、彼の輩大勢江城へ留め置るといへど、さすが十萬石の大名を相手として、道中の一宿に致し難く、水門□□其分にて問屋の疵もいへたり。勿論其時の頭立し士は暇出されて、浪々の身と成る

備後地方のさる大名から、將軍家へ献上するため毎年、中國筋から江戸へ運送せられた備後表（疊表）は、「民間省要」がその運送を、宇治の御茶壺の運送など、並べて詳しく記述してゐるほどであるから、當時特殊な陸上運送品であつたものと思はれる。備後表の運送は、御朱印を帯びて道中運送の任に當つた輕輩武士等がゆく先々の宿驛で馬士や問屋の<sup>(2)</sup>使用人などに對して亂暴を働き、暴虐の限りを盡

したので、屢々物議を醸したが、その原因は、嘗つて彼等が主家の轉封に遇ひ、東北の舊領から中國の新封地への、貧しき旅を續けなければならなかつた時、途中、馬士や問屋の使用人などから受けた侮蔑、冷遇や、なげなしの財布から搾り取られた法外の駄賃などに對する遺恨と憤念とに在つたといふ。

「註」(1) 宇治の御茶壺の大げさな運送が宿場及沿道住民に非常な迷惑となつたことは有名な話であるが「民間省要」は「宇治へ御茶壺の往來、其勤め重かりし。さて縦ば大き成上家をして、山の如く一釣にも、夥敷人歩懸りたりしを或るやんどとなき御家の君、往來に見給ひ、是に行逢たる大名高家迄の差間成よし、御城にて御沙汰有しに……」と記してゐる。

(2) 問屋は各宿驛に置かれて、江戸時代に於ける運輸交通制度の中核を成す。

如何なる時代にも、一般的に、貧しき者が社會的尊敬の對象となるやうなことはあり得ないが、殊に貨幣經濟が發達して、金錢が大きな力となり、生活の各分野に互つてそ

の支配力を加へつゝあつた元祿時代(此頃から日本の貨幣經濟は急激な發達を示した)以降に在つては、貧しき者は、それが縦へ四民の上位

に在るとせられた武士であつても、右に引用した物語に現はれてゐるやうな、慘めな現實に直面しなければならなかつたであらう。實際、生活に疲れた妻女や貧に墜おぼれた老人などを一匹の馬に二人も三人も乗せ、傍に附添つて歩行してゐる貧弱な下役武士等の姿は、人づれのした心なき馬士や、富貴な旅行者に接する機會が多く且つそうした立場に在る者が、一般にそうであるやうに勘定高くもなつてゐたであらう。問屋の手代などをして冷い侮蔑の眼を向けさせ勝ちであつたに相違ない。獨りある特定の者はかりではなく、其藩の輕輩武士等が、何れも同じやうに宿々の馬士、問屋等に對して、深刻な遺恨を抱いてゐたらしいのを見れば、嘗つて彼等の不幸な貧しき旅行の途次行く先々の宿驛で受けた輕侮が、相當ひどかつた事實が窺はれるであらう。そして夕暮の迫る頃、疲勞し切つて旅宿に辿り着いても彼等の受ける待遇は、決して尊敬と親情とを伴ふものでは

なかつた。他の機會にも他の目的のために引用したやうに「民間省要」の著者が「米を買ひ、味噌を調て、本亭の者に云付て、二人三人宛組合て食と汁とを炊出すと雖も一錢の木賃拂ふことなし」と記してゐるのは、恐らくは斯うした輕輩武士等や仲間小者などの宿泊の有様を傳へるものであらう。斯種の宿泊者が旅宿にとつて決して有難い客でなかつたことはいふまでもなく、同書が続いて

是は本陣の迷惑なり。大分の取込御用の中に、かく混亂するによつてなり。松旅籠と云物あれば、其餘慶として其日の油薪、少し物道具の損料代、諸事失却となり、常例の賜は誠の拜領とも成物より。しかるを本亭は込者大勢、旅籠を止て、自分／＼に仕出しをして、皆宿の入用と成、常例の賜、其失却にも足らぬもの也と知るべし。

と記してゐるのは、斯種の宿泊者によつて、旅宿が却つて損失を蒙り、迷惑しつゝあつた事實を傳へるものである。旅宿が宿泊せる大名から受領する手當まで、随伴せる下役藩士等の自炊的な宿泊から受ける損失のために相殺せられ

て了ふ結果になつたといふのである。斯うした宿泊者に對して、縦へそれが武士であつても、旅宿が心からの敬意を拂ふ筈がなく、冷い輕侮の態度が、言葉だけの敬意を裏切つて現はれたに相違ないのである。

反對に、四民の最下位に在るものと觀念せられた町人、(商人)であつても、それが富の所有者である限り、大名をさへ屈せしめるほどの社會的勢力を有ち、自然にその社會上の地位が高められてゐた。「經濟錄」が

今の世の諸侯は、大も小も、皆首をたれて町人に無心をいひ、江戸京都大阪其外所々の富商を憑で、其續け計にて世を渡る……常に債を責められて、其罪を謝するに安き心もなく、子錢家を(金貨を)見ては、鬼神を畏るゝ如く、士を忘れて町人に俯伏し、或は重代の寶器を典當して時の急を免がれ家人をば飢して子錢家をば珍膳にて饗し或は子錢家とて故もなき商賣の輩に祿俸を與へて家臣の列に入れ……凡庸恥を忘れて、不仁不義を行ふ人、比々として皆是也。諸侯すら然也。況や薄祿の士大夫をや

と記し、また「破れ家のつゞくり話」に

近來風儀悪しき諸侯方の重役を見るに、従者數十人召し連れ、音物を重くし、銀主に逢ふを王侯貴人の如くに存じ、其手代などの鼻息を伺ひて諛ひ笑ふの醜態、實に悲しむべきにあまりあり

と記してゐるのは、貨幣經濟の使徒等の社會的勃興を物語るものに他ならない。この他にも商人の勢力とその高められた社會上の地位とを反映する記述は江戸時代中葉以後の文獻に極めて多く例へば蒲生君平が「大阪の富豪一度怒れば天下の諸侯皆慄へ上る」と云つたといふ記述や、また、

「役人は心中無念ならぬ、しかれども、主君の爲めなれば武士道も捨て町人の太鼓持をすることゝなれり」といふ、「松屋筆記」の記述などはその顯著なものゝ一つである。

此等の富豪連が、旅宿に於いて如何なる宿泊振りを示したかを直接に立證すべき文獻を有ち合せないが、然し多くの物語に物語られてゐるやうな、彼等の底拔な豪遊振りなどから、推察して旅宿に於いても、彼等が最も歓迎すべき客

筋であつたことだけは容易に肯かれるであらう。

宿場々々の旅宿に於いても、斯うして力強く伸びゆく者と、やがて亡びゆく者との明暗二相が他の諸現象と共に織り成されて展開してゐたに相違ない。それは交通が一般化すると共に、凡ゆる階層の人々によつて利用せられてゐたからである。前に述べたやうな武士等の姿——その貧困化と社會的地位の低下——はやがて武士階級の、随つて封建制度そのものゝ運命を豫示する表徴的現象であることを當時に於いて、誰が氣付いてゐたであらう？。

#### ◎旅宿に現はれた武士道の頹廢

諺は「貧すれば鈍する」と訓へる。

江戸時代の中葉以降、急速に武士群を貧困化せしめつゝあつた社會的乃至經濟的原因は、同時にまた彼等から廉恥と志操とを奪ひ、その生活を頹廢せしめる原因でもあつたのだ。當時に於ける武士群の道徳的頹廢の傾向は、種々の方面にその現はれを示してゐるが、旅宿の一夜に於ける彼等の態度行動中にも、かゝる武士道頹廢の有様がまぎ／＼

と窺はれるのである。彼等は既に、よりよき明日への希望と期待とを失ひ去り、隆々たる新勢力——町人——の壓力下に、無氣力、無希望の生活を徒らに繰り返すに過ぎなかつた。そうした社會の風潮下に在つて、武士道がすたれ、忌はしい傾向が現はれて來たのは、極めて自然の成りゆきであつたのである。

公用を笠に着て投宿した諸藩の小吏等が、終夜飲めや歌ひやの底抜け騒ぎをした上、無錢飲食を役得と心得てゐた有様は、前文(本誌 九月號)で旅宿の發達を物語つた際にも引用した「民間省要」の記述などによつて知られる。重複するが茲に再びその一部を引用して、旅宿に現はれた武士群の頽廢墮落の一斑を知るべき手段としたい。

其の頃往還の輩、少の公用にも御威光を賣て、驕り荒々し事、筆に盡し難し。末々の者に至ては何となく高ぶり酒食をよるこび、遊興を好み、休泊にして或は女を集めて酒宴し、夜もすがら飲み食ひ、色々の肴を出させて、後朝一錢も拂事なく、剩へ上下雇の者打交りて往來する

により、日頃宿々の案内は能く知たり、其の所の者より功者にして女有る宿々にては何屋の誰、何れの町の何某杯、其の者を呼集め、夜もすがら遊戯しても、其の價皆以拂事なく、宿々の入用に成。

以て旅宿に於ける武士の破廉恥、卑劣の狀を想見すべきであらう。然かも彼等の暴狀や、卑劣な行動は宿泊の當夜のみに止まらず、翌日へ續けられた。

其上、晝はねむく成によつて、已とくか可<sub>レ</sub>持道具、自身に持事なく、鑓・長刀・挾箱・大笠・立傘の類迄、人馬に是を持せ、其驕だに有上に、又已々は皆馬駕を取て、心々に乗るといへど、何れに錢の出る事なく、中間・小者・刀さす者の分は云に不<sub>レ</sub>及、依て御朱印の表に十倍をかけて、觸出し相集といへ共、人馬何ぞ及べけんや。(中略)宿々助郷の村々共に、人馬の力不<sub>レ</sub>及、後は無<sub>レ</sub>是非夫に向ひ手をすり膝を屈して、頭を地に付託ていはく、何ぞ是を以、先達てつかはし置る人馬を、逢次第途中にて御やとひ御乗り候か、又は間の宿にて御かり御召下され

候様にと、歎き訴訟（註懇願の意味）して漸くに氣嫌を取、錢を以て袖に入れ、更に押込杯して事を濟す（民間省要卷之二）

前夜さんぐ、無錢飲食をほしまゝにした上、翌日は所定以外の人馬をみだりに徴發して自から持ち運ぶべき諸道具を運搬させたのは勿論、彼等自身も無錢乘馬の旅を續けたといふのである。彼等の安樂のために、所定以外に徴發せられる人馬は悉く、宿場及び附近一圓の農民の負擔となり、他の機會にも述べるであらうやうに、沿道一帯を衰微せしめる重大な原因となつたのだ。そうした下役武士等によつてまで人馬が濫用せられるために宿場はその要求に應じ切れず仕方なく若干の錢を握らせたりして、なだめすかして漸く彼等を旅宿から送り出す有様であつたのである。

「註」(1) 御朱印の表といふのはその宿場が幕府及大名等の荷物運搬のために、無料で使用に供すべき義務を負ふ馬匹、人夫の數をいふ。

同書は續いて、墮落せる武士等の唾棄すべき卑劣さを次

の如く傳へてゐる。

初は辭して取らずといへども、後には金銀の多少をねぎり、過分にあらざれば不請之剩へ足も不痛、氣分もあしからぬ達者成者迄も、言かゝらぬを損と心得、無用の人馬を問屋へ來てとらんとて。人馬少も不足成に見る時は、一入言つので、とに角錢にせん事を心とす。嗚呼悲哉、此事主人ぐの知る所にあらじといへど、其罪天いづれか赦んや

彼等は人足、馬匹に對する不當な要求を避けるがために問屋（宿場の運送を司る宿役所）から言ひかゝりを遁れるために錢を出されても流石に最初は直ぐに手を出すことを躊躇したが、度重なるに隨つて、その金額の多少にケチを付け、少額では受取らない程の厚かましさを示すやうになつた。更にひどいになると、實際人足馬匹の要用もないのに、たゞこの詫び料にありつくために、人馬を要求した。そして現在問屋に人馬の供給力がないと見ると却つて益々強硬に要求し脅迫して、出來るだけ多額の錢をせしめようと企んだと

いふのである。幕吏田中丘隅が「其の罪天いづれか赦んや」と痛憤してゐるのを見れば、墮落の泥土にまみれつゝあつた武士群の卑劣な暴狀が、如何なるものであつたかの一斑が察知せられるであらう。

然かもそれは決して非常に貧しき下級武士のみに限つたことではなかつた。

其の頃前々御番代の衆中道中の患難有事は、右人馬御朱印の表に十倍二十倍を取れての上、宿々泊々にて旅籠代に不足有り、其の日過しの旅籠屋ともすべきよう。町人より錢を集て、足してつかはずに依てなり。其上にも少しの違ひ目有か、宿々にて食事小借し、夜具杯に付少も不馳走の事あれば、其の儘免さず、はなれじ持て打過は常の事也。抑御在番の衆は、古へより所により其祿を倍じ給り、或は半倍し賜て往來する事なれば、かゝる事の有は、何れの掟によれるやいぶかし(中略)獨り御番代のみ、其の日過に命を送る淺ましき旅籠屋に對し血の出る程ねぎりこぎるを常法とし(中略)人馬は重荷を負ふせて、し

かも外人馬を取りて間には賃錢を拂事なきもあり無益の植木、石臺、器物の類の珍物を限りなく取集め來てみな道中人馬の膏油をかへりみざる人も多し(同書卷之二)

といふ記述などは、相當の地位に在つた幕吏までが、惡ずれた地方の下級武士などと同じやうな破廉恥を繰り返してゐた有様を偲ばせるものである。然し旅宿の主人に骨つばい者が居て、この破廉恥な醜行に對して反抗の態度でも示すものなら其の結果は恐るべきものであつた。

凡往來の公用人、道中にて若適々一錢の事も不法有り、又は誤り失念取込の砌、勘定違ひ杯有て、取過し杯有し時は、かさに懸りて科を數へ、五十里百里を越て來て訴訟、詫言或は御詮議に逢ては、それ〴〵の罪を蒙る事は道中の常なり。(同上)

混雜に取りまぎれて、旅宿側に少しでも勘定違ひでもあらうものなら、そうした破廉恥な武士等にとつて、それは絶好な復報の機會であつたのだ。右の引用文を

人馬一人遲滞すれば、一宿二宿或は泊休の宿々迄呼ばれ



て、大に及べば、江戸、京、大阪迄も召されて、數日逗

留呵り極られて、物を遣ひ、所縁により近付を頼て漸訴

訟吁ひ鼠の如くに逃て歸るなど、道中の常なり、(同上)

とある記述など、併せ讀まば、非曲の武士等によつて行は

れる腹イセの復讐手段が旅宿にとつて如何に恐るべきもの

であつたかと窺はれよう。僅少の勘定違ひや、已むを得な

い事情の下に起つた義務人馬の遲滞も悉く悪意の犯罪とし

て取扱はれ、時によつては京都、大阪、江戸あたりまで召

喚される憂目を見ることも稀ではなかつたといふのであ

る。そしてまかり違ひば御上をごまかす不正行爲として斷

罪せられる處があり、偶々縁者をたよりに懇願し無罪放免

となつたにしても、これがために浪費する費用が莫大なも

のであつたことはいふまでもない。ある旅宿などでは、旅

立ち時刻の下サクサの間に、忙しく立ち働いてゐた旅宿の

者が、過失で提灯の竿を一本踏折つたために、その宿驛が

連帶で罪を負はされて、代表者が京都まで、召喚され百二

十里の道を往還しなければならなかつた(民間省要卷之二)

と云ふ。

そうした念の入つた復讐手段は免れることが出來たにし

ても、彼等の氣嫌を損ずる場合、旅宿や問屋は決して無事

ではあり得なかつた「民間省要」が續いて

是等はしかも其の内、人の頭たるの人なり。或は自身に

刀をぬきて人を追ひ、杖を以人を打、足を以て人を踏、

上下に斯る癖有て良もすれば其の癖に、宿々の問屋、年

寄、名主等迄、或は追はれ或は打たれ、又踏れて衣類を

汚し、疵付者有、如斯の事度々なりしを、尊敬して羽

織袴、又は上み下も着杯して出る者共もいはず、放逸の

事は多かりき。

といつてゐるのは、志操と廉恥とを失ひ去つた武士等によ

つて宿驛の人々が、旅宿も問屋も如何に苦しめられ、迷惑

を蒙つてゐたことを物語るものである。

そればかりではない。與力、同心、目明しなどいふ警

察權を行使すべき筋に在る小吏や彼等の下に使はれる無頼

の徒に近い輩にとつても、恐らくは旅宿は、無代の酒の泉

であつたであらう。當時の旅宿、茶屋などに對しても、そうした人々はある種の暗の力を藏してゐたに相違ないからである。「民間省要」が

又與力の三惡、同心の三惡有、何れも其邪可<sub>レ</sub>書にあらざれば名も又もらしつ

と記してゐるのは、その類のことは宿々共あまりに頻繁であつて一々書き上げるに邊がなかつたからであらう。荻生徂徠が「政談」中に於いて

又目明しなど云様の類、田舎へ行て、様々の惡事をすれ共、是等も右の子細にて不<sub>レ</sub>申出、何事も公儀の御仕置は、江戸計の様にて、田舎へは行渡らぬこと、皆田舎に武家の住ぬ故也

と云つてゐるのは目明し(武士ではない)などいふ者が權力の末梢に關係のある地位を利用して地方へ行つて惡事を繰返してゐた事實を傳へるものであつて、彼等のねらふ無代の酒色は恐らくは旅宿や茶屋などに見出されたであらう。

既に度々引用して來た「江戸參府紀行」に於いてケンペ

エルが、彼等の一行が長崎から江戸參府の途中、ある大名が城下の旅宿で一行を招待したとき、警固の任に當つた武士等が、旅宿と結托して、大名が馳走した飲食までを彼等に請求せしめた如き卑劣醜汚な行爲に就いて記してゐるのやまた長崎奉行の要職に在つた幕府高官等が、將軍に對する和蘭人の獻上品に關聯して行つた不正につき

彼等は又時として此の機會を利用して、彼等自身が支那人より貰受けたる私有品などを混ぜ入れて、かくしてそれを價の極めて高きものとなし、又我が(彼等の)隨意の價値にて市場に出だして、他の品物と交換することあり、又我等をして非常な高價又は彼等の思ふ儘の値段にて之を買取らしむることもあり

と述べてゐるなども、同じ事態を——武士道の頹廢——傳へるものでなければならぬ。

享保年間頃、宿々の主要な旅宿では諸道具の紛失が頻繁で、問題になつたといふが「民間省要」はこれに關して次のやうな奇怪な記述を遺してゐる。

此節専ら末々の邪を御吟味有てに、宿々の御本陣の亭にして諸道具の紛失する事有しが、江戸近く成て愈々多し。縦ば蒔繪の重箱、盃、てうし、能き椀、家具、湯つぎ、めしつぎ、手燭、燭臺、能き皿鉢、鮑丁、まなはし、品宜き物御用にあれば、無差間差出すの處に、速かに返るは十が一也。かく有ばとて誰か、御幕の内へ入て否やを聞あらん。次第く御長持の重く成て、俄に櫃、革籠等も急に入、ござ杯細引なども指出して人足は御用次第成ば也。(中略)諸道具の捨りしも多し。皆々御幕の内の御長持の外に覺束なきもなく、御人より外に疑ふべきもなく、世にはかゝる不思議なる事も有ぞかし(同書卷之二)大名などの宿泊の場合、旅宿から用に供した蒔繪の重箱上等の皿鉢、家具類などで、無事に返戻されるものは十分の一にも足らず、その多くは紛失して、一方宿泊者の長持や櫃、革籠などがふくれていつたが、それと知りつゝも誰も御幕の中に入つて、それを確かめることが出来なかつたといふのである。今日からは殆ど信じ難いやうな記事である

が、幕府の循吏田中丘隅ほどの者が徒らにそれ等の地位高き旅行者を傷けるがためにそうした記述をなしたものは考へられないであらう。勿論今日相當な知識人などが、宴會の席から、悪意なき戯れ心で、珍らしい食器や盃の類などを失禮して來るなど、同じ無邪氣な氣持も働いてはゐたであらうが、當時の用人などにも「武士」の姿と兩立しないそうした悪さを敢てする者が少くなつたものと思はれる。然し右に掲げた記述の様子からは、そうした場合に於ける旅宿の諸道具の紛失は、單なる悪戯の程度を超え、寧ろ隨行せる武士等の類廢、墮落と結び附けて考へるを適當と思はれるのである。

斯うした斷片的な事例によつてもその一斑が知られるやうに、旅宿に於ける武士群の類廢的傾向の現はれは獨り幕吏や諸藩の家士などばかりではなく、公家や地位高き僧侶などの旅行に隨行せる人々の間にも一般的であつた。宿驛に關する覺書の一節に

御門跡御公家衆御上下の節、宿々へ色々の難儀有之事は

畢竟雇上下の者の士と成が、脇差をさし參る故、色々の不法共有<sup>レ</sup>之候、右の輩は常々道中に馴れ、様々宿々を掠めて錢を儲け、夫を渡世に致し候間、是等を御停止可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>之候事

とあるなどは、そうした事態の一般的であつた事實を思はせるものである。

環境の人々を支配する力は大きい。江戸に在つてまだあまり道中ずれのしない新任の幕吏などは流石に出發の當初は自重して、自から誠めてもゐたらしいが、時日の経過すると共に、何時かそうした零團氣に同化して行つた。往還筋の宿々には何かしら彼等の良心を痺痺させ、そして破廉恥へ誘惑するやうな空氣が蘊釀されてゐたのではないかとさへ思はれる。

惣じて公用役人、江城を發する時は君味いまだ濫かにして、慎みの心さめざる故、威多く正しく、權威に誇らず怒の氣もなし。邪の念なければ、諸事いんぎんにして事を慎み、身堂々として過るといへど、下に及べば必しも

宿々のもてはやし、仁氣をとりのぼせ、心自然と逆上し怒氣を生じ、聲荒げ、言は驕り、面色四角に成事は何ぞや。慎まずんば有べからず(民間省要)

といふ記述などは新任の官途に就て旅立つた武士等の道中に於ける態度の變化を物語るものである。彼等は何時か街道筋の零團氣に馴れ私慾の虜となつてゐた。同書が續いてかゝる類は、馬上に臂を張り、はなねじやうの物さげてすはともいはゞ人を打たんと見へたる體の、あつばれ甲斐なく敷に似たれ共、其實は駄賃、駕賃、雜用等を食るに心ありと知られたり。抑水の逆かまく所々には、岩ありと知り、人の激する心には慾ありと知るべし。廉直にして錢を拂、溫和にして道を往に、何ぞ人を痛め、自ら面色を拵らへ、怒り罵るの事あらむ。夫れ邪をなす人初より直にしては事ならず、先面體を四角に作るより事を催し、人の氣を奪ひ、次に打たゝいて人の先をとる。民は公用とだにいへば、恐れ慎みて、理無理によらず、手を横へて膝を屈して畏るゝの外更になし

といつてゐるのはその後には於ける彼等の態度であつたのだ  
斯うしたあらはな不正邪を敢てしないまでも、江戸時代  
中葉以降の武士等は、氣骨稜々とした朴訥な武人ではなく、  
凡そ武士道が指示する所とは反對の方向へ向つて趨りつゝ  
ある人々であつた。彼等の多くは輕薄な社交家と化し、心  
にもない阿諛追従を平氣でやれる融通性の持主であつた。

そして斯うした處世の技巧によつて少しでもその生活を安  
固にし、利得の増加を心掛けるに餘念なき人々になつてゐ  
た。かゝる現象は種々の物語や記述に現はれてゐるが、例  
へば、文政年間長崎から江戸參府の旅行をしたシーボルト  
がその「江戸參府紀行」に於いて、旅亭に於ける通詞（通  
譯官）の如才なき社交振りを記して

峠の頂上の旅亭に憩ひて小酌に疲を慰す。古き仕來りに  
従ひ、主人（旅亭の主人）は杉の盆臺に見事に飾りたる一二の  
雉を卵とを使節（オラン大使節）に捧げて歡び迎へ、我等を酒宴  
に招請せり。我等はこゝに我日本士官及通詞に會せり。  
主人は妻娘と共に儀式の如く身を飾り、非常なる恫情を

以て我等に給任せり（中略）然るに通詞の最も勉むるとこ  
ろは其賓客たる我々を措て、御奉行衆に取入らんとする  
にあり、彼はその巧みなる術を盡して、我等をして此衆  
に對して、國使たるの品位を傷くる迄の敬禮を致さしむ  
と云つてゐるなどは當時に於ける武士等の姿相を彷彿たら  
しめるものである。そして斯うしたことが、決してその場  
合に限つたことではなく、それ以前にも屢々行はれてゐた  
ことは、公書が續いて

余は今通詞の此の如き行動を述ぶるを控ゆること能は  
ず。そは嘗つて海將フォン・クルーゼンステルンとフォ  
ン・ラングスドルフとが「我快からず」と鋭く言放ちた  
るが如き事件につきて、その辯解とはならずとも、その  
釋明とはなるべければなり

と記してゐるなどによつても推察せられるのである。これ  
等の現象は、江戸時代を通じ殊に安永、天明の頃にかけ、  
田沼意次が權威の王座を占めてゐた頃、代表的に盛んに行  
はれてゐた、賄賂の風習などゝ一聯を成す社會現象であつ

て、武士群の生活から「武士道」の精神が地を拂つて消失しつくしあつたことを示すものである。

だが、かゝる時代の流れに逆て、なまじ之「武士道」に拘泥し、武士の精神的面目を尊重したりする者は、その貧しき俸祿をさへ奪はれ、忽ち左に引用する文献によつて察知せられるやうな、ドン底の生活に陥る危険が多分にあつたのである。

其上に近年世語り、世間過難く爲る故、如レ此者出來たり。然ば國の治悪き故風俗も悪く成世も詰りたる中より出來ることなれば、畢竟上の咎と云ふべし。

殊に武家の浪人と云者は、工商の業も不レ知親類近侍の力にて計世を送者なるに、近年武家の風儀悪く成、人々頼しき心消失、只利勘の心強なる。(中略)見繼人無故渡世に困り、世間の悪き風俗に引れて、偽誑など種々の惡事をするに今は成たり。其上に長煩もするか、不仕合續けば右の類に成也。(中略)年寄たる親などを持たる者の渡世に詰ては、棒手を振り、日雇を取類は、浪人の

爲とて士の操に少も汚無ことなれ共風俗に連れて世間の人に眼無き故左様のことも成らず、外を飾ることを第一と爲より種々の偽り誑をも爲すことゝ成たる也(政談 卷一)  
俸祿を失つた武士の陥るべき運命はこうした慘めな暗いものであつたのだ。そして武道を勵み、士道に従つて、生活態度を律することは、必ずしも彼等をかゝる運命から免れしむる所以ではなく、シーボルトが述べてゐる通詞の態度によつて示されてゐるやうに行き方こそ却つて彼等をそうした危険から護り得るやうな時勢が到來してゐたのである。武士群の間に一般化してゐた斯如き輕薄卑屈の生活態度は、前に述べた彼等の邪曲不正なぞ共に表裏を成し、江戸時代、殊にその中期以後に於ける武士道の頹廢を表徴するものに他ならない。

封建武士道を閑花せしめた社會經濟的土臺が時代の波によつて揺り動かされ、そして武士は次第にその存在の理由を薄められつゝあつた。旅宿の一夜にその一端を現はしてゐた武士道の頹廢はかゝる時代の所産であつたのである。